

陸上自衛隊仕様書

物品番号

仕様書番号

67

SNS情報収集システム使用料

作成

令和7年4月10日

変更

作成部隊等名

東方総監部情報部情報課

1 総則

本仕様書は、東部方面総監部等が使用するSNS情報収集システム使用料（以下「本使用料」という。）に適用する。

2 履行期間

本使用料の履行期間は、令和7年5月1日から令和8年3月31日までとする。

3 履行場所

本使用料の履行場所は、東部方面総監部情報部（朝霞駐屯地）、東部方面情報隊（朝霞駐屯地）及び第12旅団司令部（相馬原駐屯地）とする。

4 業務概要

本使用料は、ソーシャルネットワークキングサービス及びインターネット上の画像・動画等共有サービス（以下「SNS等」）のユーザ投稿、気象庁の提供する気象情報、その他自治体・企業等が提供する公共情報等を対象として、防災等に関する情報を収集し、ウェブブラウザ上に整理・統合して表示するサービスを提供するものである。

5 仕様等

(1) 本サービスの利用に必要なID及びパスワードを、3コアアカウント分用意すること。

(2) サービスの提供については、ウェブブラウザ上で行われ、Microsoft Edgeに対応していること。また、日本語に対応し、日本語の操作マニュアルを添付すること。

(3) 情報の収集について

収集の対象として以下のすべてを含み、また、収集は常時行われること。

ア X、Instagram、Facebook、Youtube及びTikTokのユーザ投稿（この内、X及びInstagramについては、商用利用可能なAPI契約を有していること。）

イ 気象庁が提供する各種気象データ、地震情報、警報・注意報

ウ 国土交通省、自治体、道路交通情報センター及び(株)トヨタ自動車が提供する交通情報及び自動車走行データ

エ 国土交通省、自治体、道路交通情報センター及び河川情報センターが提供するライブカメラ、河川水位計情報

オ 国土交通省及び自治体が発表するハザードマップ

(4) 情報の解析について

SNS等のユーザ投稿に対して、AI及び人間により、以下の解析が行われること。

ア 投稿にある位置情報及びテキスト以外の情報から、機械学習による解析及びOCR技術を用いた、事案発生場所の概定

イ 同一事案に関する複数投稿の整理・統合

ウ デマ・フェイク投稿の判別

(5) 情報の表示及び通知について

- ア フリーワード及び防災等に関するカテゴリー（事象の種類、発生地域（市町村単位まで））を設定することにより、ユーザに表示及び通知される情報を選択できること。
- イ 収集・整理・統合した情報を一覧で表示し、事象の内容と発生場所を端的に含んだタイトルを付与すること。
- ウ 外部サイトに移動することなく、SNS投稿の本文、静止画及び動画を確認できること。
- エ デマ・フェイク投稿と判別された情報に対しては、デマ・フェイクである旨が標示され、抽出して表示または非表示とすることができること。
- オ 位置情報を含んだ情報について、事象等の地点・範囲が視覚的に把握できるように電子地図上に描画またはオーバーレイ表示ができること。
- カ 情報が新規に、または追加で表示される際に、音声読み上げにより通知すること。また、すでに表示した情報の内容に誤りがあった場合、直ちに訂正（訂正箇所が分かるよう表示）し、音声読み上げにより修正した旨を通知すること。
- キ 過去5年間の情報を検索することができ、また、特定の期間の情報を抽出することができること。

(6) 訓練支援

ア 基準

(ア) 期間：14日間×2回

（1日8時間を基準とし、訓練本番及び準備期間を含んだ日数）

(イ) 人員：1名

(ウ) 内容：災害対処訓練における被害状況等訓練データの作成、助言等

イ 細部は官側との調整による。

6 セキュリティ対策

ウイルス対策、脆弱性対策、不正侵入防止、不正アクセス防止対策等のセキュリティ対策が取られていること。

7 事前提出資料

SNS等の範囲で定めた各SNSと、SNS以外の全ての外部連携を行っている項目について利用に関する使用許諾書もしくは契約書の写しを提出すること。

8 担当職員

本使用料の担当職員は、次に掲げる職員とする。

東部方面総監部情報部情報課総括班 企画幹部

(1) 担当職員は、履行に関する指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

(2) 担当職員がその権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合、担当職員は受注者に対し口頭による指示等を行うことができるものとする。その場合、担当職員は口頭で指示等を行った日から7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

9 履行責任者

(1) 受注者は、本使用料における履行責任者を定めるものとし、担当職員に通知するものとする。

(2) 履行責任者は、本使用料の実施上の管理を行うものとする。

10 その他

(1) 本仕様書内容に関する疑義等

この仕様書に明記されていない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、官側と協議してこれを解決する。

(2) 細部調整先

〒178-8501 東京都練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地
東部方面総監部情報部情報課総括班 企画幹部
048-460-1711 (内線 2612)